



令和7年度会津若松市 電気自動車等購入補助金

会津若松市では、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて、電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）を購入された方を対象に補助金を交付します。

※ハイブリッド自動車（HEV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）は対象外です



補助
金額

定額 4万円
(子育て世帯は5万円)

詳しくは
こちらから



申請
期間

令和7年

5 / 1

(木)

令和8年

~ 3 / 31

(火)

補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。【先着順】

【お問い合わせ先・申請先】 会津若松市役所 市民部 環境共生課 電話：0242-23-4700

申請場所：環境共生課 追手町第二庁舎（追手町2-41）

詳しくは会津若松市ホームページをご覧ください。

市HPトップ⇒分野＞環境＞募集（環境）⇒「令和7年度電気自動車等購入補助金について」

補助制度の概要

※ 詳細は補助金交付要綱を確認してください。

補助対象者	①会津若松市内に住所（法人にあっては事業所等）を有する者 ②令和7年4月1日から令和8年3月31日までに電気自動車（HEV、PHEVを除く）または燃料電池車を購入した者 ③市税を完納している者 等
補助対象車両	①電気自動車（EV） ※ハイブリッド自動車（HEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）を除く ②燃料電池自動車（FCV）
補 助 要 件	・申請を行う年度内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」の自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。又は対象車両の減価償却の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を超える期間のリース契約を締結した新車であること。 ・自動車検査証の所有者及び使用者が補助対象者の名義であること。但し所有権留保付き購入またはリース契約である場合においては使用者が補助対象者が補助対象者の名義であること。 ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進補助金の対象となる電気自動車及び燃料電池自動車のうち「普通自動車」若しくは「3ナンバー以外・小型・軽自動車」のいずれかに該当する車種であること。 ・自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない。※詳しいことは、下記の問い合わせまでご連絡ください。
補 助 額	定額4万円 ※子育て世帯は5万円
受 付 期 間	令和8年3月31日（火）まで ※予算額に達した時点で受付を終了します。 ※先着順に受け付けます。 ※環境共生課へ交付申請書を持参ください。 （郵送不可）



詳しくは
こちらから

【お問い合わせ先・申請先】 会津若松市役所 市民部 環境共生課 電話：0242-23-4700
申請場所：環境共生課 追手町第二庁舎（追手町2-41）